

第五十五回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 六 号

昭和四十二年五月十二日(金曜日)

午後三時十四分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事 菊池 義郎君

理事 坂田 道太君

理事 八木 徹雄君

理事 長谷川正三君

理事 竹下 登君

理事 廣川シズエ君

理事 渡辺 肇君

理事 齊藤 正男君

理事 三木 喜夫君

理事 吉田 賢一君

理事 山田 太郎君

出席國務大臣

文 部 大 臣 劔木 亨弘君

出席政府委員

文部政務次官 谷川 和穂君

文部大臣官房長 岩間英太郎君

文部省初等中等 齋藤 正君

教育局長 齋藤 正君

文部省大学學術 天城 勲君

局長 天城 勲君

文部省社会教育 木田 宏君

局長 木田 宏君

労働省婦人少年 高橋 展子君

局長 高橋 展子君

委員外の出席者

専 門 員 田中 彰君

五月十一日

委員有島重武君辞任につき、その補欠として小

濱新次君が議長の名で委員に選任された。

同月十二日

委員小濱新次君辞任につき、その補欠として有

島重武君が議長の名で委員に選任された。

五月十二日

女子教育職員育児休暇法案(鈴木力君外一名提

出、参法第一号)(予)

同月十日

心臓病の子供の病、虚弱児学校、学級増設に関

する諸願外一件(鴨田宗一君紹介)(第八九二号)

同(和爾俊二郎君紹介)(第九〇三三三)

同外一件(三ツ林弥太郎君紹介)(第九一八八号)

同外二件(青木正久君紹介)(第九四〇号)

同(平岡忠次郎君紹介)(第九四二二二)

同外一件(只松祐治君紹介)(第九四二二二)

同(小林信一君紹介)(第九七二二二)

同(玉置一徳君紹介)(第九七三三三)

同(葉梨信行君紹介)(第九七四四四)

同(赤澤正道君紹介)(第一〇一三三三)

同外一件(板川正吾君紹介)(第一〇三六六六)

同(小宮山重四郎君紹介)(第一〇六七七)

同(村上信二郎君紹介)(第一〇八〇〇)

同(難波宮跡、田能遺跡等文化財埋蔵地の保存に関

する諸願(長谷川正三君紹介)(第九〇〇〇号)

心身障害児教育総合研究所設置に関する諸願

(箕輪登君紹介)(第九〇一〇一)

官学校の教材拡大複写機設備補助に関する諸

願(箕輪登君紹介)(第九〇二二二)

各種学校制度確立に関する諸願(相川勝六君紹

介)(第九一七七)

同(床次徳二君紹介)(第九三九九)

同(折小野良一君紹介)(第九七〇〇)

同(二階堂進君紹介)(第九七一一)

同(折小野良一君紹介)(第一〇四五五)

学校栄養士設置に関する諸願外四件(井上泉君

紹介)(第九六四四)

同外二件(田村良平君紹介)(第九六五五)

同外十件(渡海元三郎君紹介)(第九六六六)

同外七件(中村寅太郎君紹介)(第九六七七)

同外三件(西岡武夫君紹介)(第九六八八)

同外四件(森本靖君紹介)(第九六九九)

同外一件(飯谷忠男君紹介)(第九九八八)

国立大学の授業料値上げ反対等に関する諸願

(近江巳記夫君紹介)(第九九七七)

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数

の標準等に関する法律の一部改正に関する諸願

(吉川久衛君紹介)(第一〇六五五)

同(増田甲子七君紹介)(第一〇六六六)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法

の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

文教行政の基本施策に関する件

○床次委員長 これより会議を開きます。

文教行政の基本施策に関する件について調査を

進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

吉田賢一君。

○吉田(賢)委員 私はこの機会に、教育の基本的

施策につきまして若干伺つてみたい、こう思うの

であります。とりわけ昨年十月に答申されました

中教審の後期中等教育の拡充整備、これを中心に

少し伺つてみたい、こう思つておるのであります。

第一に、だんだん御説明の文章が出ておるよう

であります。文部大臣といましては、この

ような中央教育審議会の答申が出ましたゆえん

のものは何であらうかという点を、ひとつ端的に御

所信を明らかにしていただきたい。

○劔木國務大臣 後期中等教育につきまして、文

部大臣といまして中教審に諮問をいたしまし

て答申を得たわけでございますが、義務教育段階

を終わりましたいわゆる青年の教育は、最近にお

きましては特に高等学校に相当の入学率を示して

おるのでございますが、その他義務教育を終わ

りました青少年に対しまして、総合して教育をい

かしてやたらいいかという重要な問題がござ

いますので、特にそのような問題につきまして中教

審に諮問をいたしたわけでございます。

○吉田(賢)委員 この答申はかなり大きな社会的

反響も呼んだらしいのでございますが、やはり教

育の制度に関する改革なるものは、相当重要な文

教全体に影響することでございますので、したが

いまして、日本の現在と将来には非常に重要な関

連があると申し上げねばなりません。そこで、戦

後、大きな改革が戦争直後にできております

が、いまに至りまして、かなり補完的とはいへ重

な改革の段階にきた。そのような認識もあるよう

でございますが、そういう点についてはどのよう

うに考えていらっしゃるのでしょうか。

○劔木國務大臣 学制全般の問題につきまして

は、またこれは私も一つの考えを持っておるの

でございますが、特に終戦後におきまして、日本

の経済情勢、社会情勢が相当急激な変化を来し

たわけでございます。特にこの義務教育を終わ

りました青年の層におきまして、学校教育におい

ては、いわゆる社会情勢の変化に伴ひましてどう

いう教育をいたせばいいか、また、学校教育に入

りまして直接社会に出る青年に対しまして、社会

の伸展に即応するどのような教育方針をとればい

いか、きわめて重要な段階でございまして、特に

この後期中等教育期間におきます教育の重要性に

かんがみまして、これを特に諮問をいたしたわけ

でございます。

○古田(賢)委員 一面におきまして、社会情勢の進展、変化に伴い、または現在の学制の実際的な経験にかんがみまして、根本的な反省をせねばならぬ段階にもきたのではないかと。両者を貫きまして、いまの義務教育を終えた青少年の問題でございまして、別の意味におきまして、社会的にきわめて重大な課題になっておることも御承知のとおりであります。こういうふうなわけでありまして、いまの時点におきましては、この教育制度の二十年間の実践の経験と、そして社会の変化、激動の結果起こってきたところの幾多の問題、これが青少年を中心としたしきりではないと大きな渦を巻いておるような面があるわけでありまして、そういう面にかんがみまして、これではいかぬというような基本的な反省の重大な点があるのではないかと、これをお尋ねしておるわけでありまして。

○鈴木国務大臣 お説のとおりに、青年の立場といたしましてきわめて重大な段階に入っておるわけでありまして、特に後期中等教育のあり方について中教審に諮問をいたしましたわけでありまして。

○古田(賢)委員 どうもわかつたようでわかりませんが、それならば特に反省を要するであろうと思われ、最も重点と指摘すべきものは一体何であるか、この辺ひとつ端的に、明確にしたい。どう思いますか。

○齋藤(正)政府委員 中教審の答申にあらわれない、いま先生の御質問でどういふことが中心になつておるかとお申しますと、一つには、その前提といたしまして義務教育……。

○古田(賢)委員 ちょっとお待ちください。私伺いますのは、答申の内容としてどのような点が重点にあるかというこの前に、答申があらわれるに至りました各般の外部の諸情勢、それから教育制度の実践の経過にかんがみまして、両面から大きな反省を要する段階にきたのではないかと、そのとおりだとおっしゃるから、それならば何がそうなさしたのか、この点をひとつ端的に御説明願いたい、こういうのです。だから、その前提になるのです。

○齋藤(正)政府委員 一つは、後期中等教育の段階の年齢層の青少年に対して、学校教育法に定められる学校におけるといふことにかかわらず、これに對して何らかの教育的な処遇をすべしということが一点でございます。

それから第二は、その教育のあり方が、従来の経験にかんがみまして、教育の内容、形態等が個人の適性、能力、進歩というものに適合するといふような要請、それが十分であるかどうかということでありまして。

それから、いかなる教育であらうと訓練であらうと、青少年でありますから、基礎的な人間形成上必要な普通教育というものをもう少し講ずる部面もある、そしてそのことによつて個人あるいは家庭人、社会人、国民としての深い自覚をさらに涵養する必要がある、以上のような点が問題になっておると思ひます。

○古田(賢)委員 やはりお答えは、答申の内容の御説明のようにも理解されるのでございまして。それならば、学校の内部の教育制度運用の実情のほかに、社会的にそれをなさしめておる事実、それは一体何です。最も重要なことは何ですか。

○齋藤(正)政府委員 これは国民のすべてが、その能力に応じてその素質を伸ばし得るように、それぞれ社会的な地位を得て、そして働けるということであらうと思ひます。

○古田(賢)委員 それでは答弁にならぬのです。大臣にお尋ねしたいのですが、それでは答弁になりはしません。そんなことなら、答申を読んだりしていただくだけでも十分です。しかし、答申の御説明を願うというなら、この問答は要らぬのです。なぜ答申を出さねばならなかったのか、それは内部の教育の問題もあろうし、外部の青少年の実情もあろう。それならば、端的に言うて、重要なことは一体何ですかと聞いておるのです。それならば別の角度から伺つてみますが、勤勞青少年を例にとつてみます。勤勞青少年問題を教育の角度から考えて、一体いま何が一番欠けているのか、何が一番教育として大きく要請されているのか。問題点はどこでございますか。——ちよつと大臣答弁しないさいよ。そんな事務だけではいかぬですよ、基本方針ですから。

○鈴木国務大臣 御質問になつておりますところが、私どもにはなかなか的確につかめないものですが、私どもは食ひ違ひになると思ひますが、いわゆる戦後の教育におきまして、民主主義国家としてだんだんと進展を遂げてまいりました。しかし、真に民主主義の国家の一員として要請された人間として、はたしてその教育体系なり勤勞青年に対する教育的環境がいままでのとおりでいかどうか。ここにやはり新しい国家と現在の段階において、この教育的な取り扱いについて基本的な反省をいたしてみるときがきてゐるのではないかと、こういうふうな意味で後期中等教育、人間完成の最後の場合でございます青年に對しまして、現在までとつてまいりました教育でいかどうかというのを反省すべきときがきておるのではないかと、こういう考え方でございまして。

○古田(賢)委員 その点はいいのですが、それならば、また別の角度で伺つてみますと、一体国民はどのような事実に基づいて何を訴えるのか。いまのことばは、教育行政者の立場からする答弁です。受ける国民の立場からして——青少年の立場からして、親として、父兄として、社会人として、事業者として、一体国民の立場からして何を訴えるのか。だから、教育制度をかくして何とねばならぬ。その前提になる事実ですよ。こういう事実に基づきまして、たとえて例をあげて言うならば、非行少年に対する法制度の改正の問題にしましても、非行少年が横行するから法改正の必要がある、それをどう改正するか、それが答えです。その前提になる基本の非行なり乱行なりの事実がどうなのか。私の聞かんとするのはその前提の關係です。外の關係です。客観的にはだんだんこういう事実が出てきたので、これをどうしなければならぬかということを伺つておるのです。どうも私自身の問いがへたですから、十分にお聞き取り願えないのかもしれないが、そういう趣旨にはかならぬのです。

○鈴木国務大臣 学制を変えて約二十年でございまして、現在の社会情勢におきまして、真に教育がなされてきたかどうか、特に社会情勢の交換に伴ひまして、相当の青少年の非行問題が問題になつてまいつておりますし、また、民主主義国家の一員としての責任とか自覚とか、こういったような問題について相当の青少年は欠けてきておる点があるではないか、こういうふうな点におきまして、教育の面におきまして、この状況をいかにして立て直すことができるか、こういうふうな面から、この後期中等教育というものがきわめて重要な段階に立ち至つておると解しておるわけでございます。

○古田(賢)委員 教育の実践の場として、学校もありましよう、社会もありましよう、あるいは家庭もありましよう。この点につきまして、最も重要なと思われるところ、もしくは欠陥、あるいは改善、反省をしなければならぬ面は、その三者と仮定すればどこだと思ひますか。

○鈴木国務大臣 これはまあいづれが——三つあります、三つともやはり相総合的に考えていかなければならぬ問題だと思ひます。もちろん学校教育は、六〇%以上の者が高等学校に進学いたしますのでございまして、その大多数の者を収容する学校教育のあり方について反省をするということも重要でございますが、しかし、社会に出まして勤勞青年として働いておる者に対しまして、教育的な考慮をいたすべきこともまた重要でございます。また、青年の不良化とかいふような問題も考えますと、これは単に学校教育とか社会とかいふだけでなしに、まあ家庭も学校も社会もあつて、そういう問題につきまして、総合的に青少年に對しましてやはり考えていかなければならぬというふうに考えます。

○古田(賢)委員 ちよつとお待ちください。私伺いますのは、答申の内容としてどのような点が重点にあるかというこの前に、答申があらわれるに至りました各般の外部の諸情勢、それから教育制度の実践の経過にかんがみまして、両面から大きな反省を要する段階にきたのではないかと、そのとおりだとおっしゃるから、それならば何がそうなさしたのか、この点をひとつ端的に御説明願いたい、こういうのです。だから、その前提になるのです。

○鈴木国務大臣 御質問になつておりますところが、私どもにはなかなか的確につかめないものですが、私どもは食ひ違ひになると思ひますが、いわゆる戦後の教育におきまして、民主主義国家としてだんだんと進展を遂げてまいりました。しかし、真に民主主義の国家の一員として要請された人間として、はたしてその教育体系なり勤勞青年に対する教育的環境がいままでのとおりでいかどうか。ここにやはり新しい国家と現在の段階において、この教育的な取り扱いについて基本的な反省をいたしてみるときがきてゐるのではないかと、こういうふうな意味で後期中等教育、人間完成の最後の場合でございます青年に對しまして、現在までとつてまいりました教育でいかどうかというのを反省すべきときがきておるのではないかと、こういう考え方でございまして。

○古田(賢)委員 その点はいいのですが、それならば、また別の角度で伺つてみますと、一体国民はどのような事実に基づいて何を訴えるのか。いまのことばは、教育行政者の立場からする答弁です。受ける国民の立場からして——青少年の立場からして、親として、父兄として、社会人として、事業者として、一体国民の立場からして何を訴えるのか。だから、教育制度をかくして何とねばならぬ。その前提になる事実ですよ。こういう事実に基づきまして、たとえて例をあげて言うならば、非行少年に対する法制度の改正の問題にしましても、非行少年が横行するから法改正の必要がある、それをどう改正するか、それが答えです。その前提になる基本の非行なり乱行なりの事実がどうなのか。私の聞かんとするのはその前提の關係です。外の關係です。客観的にはだんだんこういう事実が出てきたので、これをどうしなければならぬかということを伺つておるのです。どうも私自身の問いがへたですから、十分にお聞き取り願えないのかもしれないが、そういう趣旨にはかならぬのです。

○鈴木国務大臣 学制を変えて約二十年でございまして、現在の社会情勢におきまして、真に教育がなされてきたかどうか、特に社会情勢の交換に伴ひまして、相当の青少年の非行問題が問題になつてまいつておりますし、また、民主主義国家の一員としての責任とか自覚とか、こういったような問題について相当の青少年は欠けてきておる点があるではないか、こういうふうな点におきまして、教育の面におきまして、この状況をいかにして立て直すことができるか、こういうふうな面から、この後期中等教育というものがきわめて重要な段階に立ち至つておると解しておるわけでございます。

○古田(賢)委員 教育の実践の場として、学校もありましよう、社会もありましよう、あるいは家庭もありましよう。この点につきまして、最も重要なと思われるところ、もしくは欠陥、あるいは改善、反省をしなければならぬ面は、その三者と仮定すればどこだと思ひますか。

○鈴木国務大臣 これはまあいづれが——三つあります、三つともやはり相総合的に考えていかなければならぬ問題だと思ひます。もちろん学校教育は、六〇%以上の者が高等学校に進学いたしますのでございまして、その大多数の者を収容する学校教育のあり方について反省をするということも重要でございますが、しかし、社会に出まして勤勞青年として働いておる者に対しまして、教育的な考慮をいたすべきこともまた重要でございます。また、青年の不良化とかいふような問題も考えますと、これは単に学校教育とか社会とかいふだけでなしに、まあ家庭も学校も社会もあつて、そういう問題につきまして、総合的に青少年に對しましてやはり考えていかなければならぬというふうに考えます。

○吉田(賢)委員 とりわけ最近の社会の風潮とい
たしまして、家庭面が教育の場としてかなり輕視
されておるようになりお考えになりませんか。
○鈴木(實)委員 私も、この点につきまして
は、十分そういう点を感ずるものでございます。
でございますので、文部省といたしましては、家
庭学級と申しますか、家庭を対象としたし
て、やはり正しい家庭の養成と申しますか、そ
ういふことに特に力を入れて、昭和四十二年
度の予算には相当これを重点的に、いわゆる家庭
学級といふものを重視いたしまして、家庭人とし
て、やはり家庭の向上と申しますか、そういう
のを目ざして家庭を教育的に立て直していく
ことの必要を痛感いたしておるのでございま
す。

○吉田(實)委員 家庭、社会、学校、総合的に教
育の場として協力していかなければならぬ、そ
ういふお考え方はごもっともだと思います。し
かし、家庭問題が、家庭が教育の場として重
要であるとするならば、単に学級制度によつて
手を差し伸べるというふうなことはとても周
知に合はぬ。もつと本質的な根本問題といた
しまして、そして総合的な実をあげるためには
根本的に家庭教育の場として取り組まねばな
らぬ、こういう重大な段階にきておるといふ
ふうに御認識になりませんか。

○鈴木(實)委員 これは、まあ家庭を対象に
いたしまして、抜本的に教育を直していくこと
は非常にむずかしい問題でございます。成人教
育でございますか、家庭教育でございますか、そ
ういふふうなものを通しまして家庭の向上と
申しますか、をいたしていく。はなはだ回り
くどいようでございますが、現段階ではそれ
よりほかにはないのではありませんかと思
います。

○吉田(賢)委員 家庭の問題は、そう中途
はんばにはできないものと思ひます。また、後
期中等教育をほんとうに完備する、完成する
という場合におきましても、家庭が重要であ
ると思ひます。ならば、後期、すなわち青年
の後期段階におきまして、卒然とつばな教育
を施し得るものではないと思ひます。それな
らば、やはりそう

○鈴木(實)委員 もちろん、後期中等教育
を対象といたしまして家庭教育と申しますか、
この後期中等教育の青年のバックになつて
おります家庭を突然として教育をしていく
ことは、これははなはだ至難のことではござ
いますし、また、効果もなかりと思ひます。
でございますので、家庭学級を私どもやつ
ておりますのは、大体小中学校の過程にお
きまして、その小学校の一小学区域におき
ましてこの家庭学級をつくることを原則とし
て、その小中学校の時代から、やはりその家
庭教育を小中学校の教育に伴つて行なつて
いくことが大体私どものねらいでございま
す。それがだんだん子供が成長しまして後
期中等教育の段階に入っていく、やはりそ
ういふ順序を追っていく必要があると思ひ
ます。

○吉田(賢)委員 私は、国務大臣としての
文部大臣に何つてみたいんですが、やはり
教育はきわめて重要な根本問題でございま
すし、また、教育行政なり教育課程が、学
校制度、それから社会教育活動、家庭教育
といふふうな連なつて総合的にせよ、や
ならぬものとするならば、これはやはり内
閣といたしまして、行政府といたしましては、
他の省とも横に総合施策といたしまして教
育の一貫的な、つまり私に言わせれば、や
はり胎児教育から成人教育に至りますまで
教育の範疇に入れて、そして内閣は内部的
に、総合的に協力していくという体制をと
っていくべきが、教育完成の道ではないだ
らうか。それすることなければ、

第一類第六号 文教委員会議録第六号 昭和四十二年五月十二日

いう行き方をしましたら、木に竹をつい
だようなのではないだろうか。青少年のあり
方にしても、また青少年に期待することに
しても、さらに、青少年が幼年のとき、ある
いはまた母の胎内の胎児にまでさかのぼ
っていくといふところまで深い配慮がな
ければ、一貫した教育にならぬではないだ
らうか、こゝろで掘り下げた家庭教育とい
うのです。そこまで掘り下げた家庭教育
といふところまで進んでいかなければ後
期中等教育は完全にならぬ、こゝろに思
うのですが、どう

○鈴木(實)委員 もちろん、後期中等教育
を対象といたしまして家庭教育と申しますか、
この後期中等教育の青年のバックになつて
おります家庭を突然として教育をしていく
ことは、これははなはだ至難のことではござ
いますし、また、効果もなかりと思ひます。
でございますので、家庭学級を私どもやつ
ておりますのは、大体小中学校の過程にお
きまして、その小学校の一小学区域におき
ましてこの家庭学級をつくることを原則とし
て、その小中学校の時代から、やはりその家
庭教育を小中学校の教育に伴つて行なつて
いくことが大体私どものねらいでございま
す。それがだんだん子供が成長しまして後
期中等教育の段階に入っていく、やはりそ
ういふ順序を追っていく必要があると思ひ
ます。

○吉田(賢)委員 私は、国務大臣としての
文部大臣に何つてみたいんですが、やはり
教育はきわめて重要な根本問題でございま
すし、また、教育行政なり教育課程が、学
校制度、それから社会教育活動、家庭教育
といふふうな連なつて総合的にせよ、や
ならぬものとするならば、これはやはり内
閣といたしまして、行政府といたしましては、
他の省とも横に総合施策といたしまして教
育の一貫的な、つまり私に言わせれば、や
はり胎児教育から成人教育に至りますまで
教育の範疇に入れて、そして内閣は内部的
に、総合的に協力していくという体制をと
っていくべきが、教育完成の道ではないだ
らうか。それすることなければ、

これはばらばら行政になつて、ちよ
うどちよん切つて後期は後期、前期は前期、少
年は少年、幼年は幼年、いやこちら
は教育や、そちらは保育や、胎児は医
生がまかせということになつて、みんな
ばらばらですね。だから、それはほん
とうの教育にはならぬ。あなたの深
慮されておる、将来の期待されておる
青少年がいつになつていく目的を達
せないのでないだろうか、こゝろに思
うのですが、こゝろに総合的な施策
こそ教育の基本的なあり方であらう、
教育行政の基本的なあり方であらう、
こゝろに思ふのですが、どう

○鈴木(實)委員 ひとつもござい
まして、教育行政といたしまして文部省
の行政の範囲に入つてまいりますのは、
特に幼児教育でございまして、幼稚園
教育から入つてくるわけでございま
すが、それ以前におきまして、いま乳
幼児を対象といたしましては、大体厚生
省のほうの保育園とか、こゝろに思
ふのですが、こゝろに総合的な施策
こそ教育の基本的なあり方であらう、
教育行政の基本的なあり方であらう、
こゝろに思ふのですが、どう

○吉田(賢)委員 私はいまだ、家庭
を教育の場として考えましたときに後
期中等教育がほんとうに完全なもの
になる、こゝろに思ふのですが、こゝ
ろに思ふのですが、こゝろに思ふの
が、こゝろに思ふのですが、こゝろに
思ふのですが、こゝろに思ふの

○吉田(賢)委員 第二点は、これは
まあ日本だけではないのかもしれない
けれども、日本において特にひどい
やうであります。が、学歴偏重の弊
風であります。これがまた、むや
みやたらに、たとへば短大などの
純出になつて、そして学

とすら風聞するのであります。こ
ういふように考へてまいりますと、
やはり定時制の後期中等教育を完
成させようという角度から問題と
取り組んでみても、外の関係を
輕視するわけにはいきません
です。さらにまた、家庭関係
をおろそかにするわけに
まいりません。

○鈴木(實)委員 お説のとおり、
青少年の不良化とかさういふもの
に對しては、学校とか、こゝろに
思ふのですが、こゝろに思ふの
が、こゝろに思ふのですが、こゝ
ろに思ふの

○吉田(賢)委員 第二点は、これは
まあ日本だけではないのかもしれない
けれども、日本において特にひどい
やうであります。が、学歴偏重の弊
風であります。これがまた、むや
みやたらに、たとへば短大などの
純出になつて、そして学

○吉田(賢)委員 第二点は、これは
まあ日本だけではないのかもしれない
けれども、日本において特にひどい
やうであります。が、学歴偏重の弊
風であります。これがまた、むや
みやたらに、たとへば短大などの
純出になつて、そして学

○吉田(賢)委員 第二点は、これは
まあ日本だけではないのかもしれない
けれども、日本において特にひどい
やうであります。が、学歴偏重の弊
風であります。これがまた、むや
みやたらに、たとへば短大などの
純出になつて、そして学

○吉田(賢)委員 第二点は、これは
まあ日本だけではないのかもしれない
けれども、日本において特にひどい
やうであります。が、学歴偏重の弊
風であります。これがまた、むや
みやたらに、たとへば短大などの
純出になつて、そして学

○吉田(賢)委員 第二点は、これは
まあ日本だけではないのかもしれない
けれども、日本において特にひどい
やうであります。が、学歴偏重の弊
風であります。これがまた、むや
みやたらに、たとへば短大などの
純出になつて、そして学

歴をてらう、こういうことにもなっております。これはひとりの風潮だけではなくて、制度もそうなるのではないかと申すのです。これをためるという事は、一面、後期中等教育を完成せしめる上におきましても、非常に大事な、関連のある点であらうと思ふが、これはどうです。

○**国務大臣** お説のとおり、私もまた、日本ほど学歴を形式的に偏重している国、日本ほど高いところはないと思ふ。これはやはり、特に社会的にも学歴偏重の風潮がございますのを是正しなければならぬと存じます。ことに後期中等教育におきましては、この学歴偏重というところから相当たくさん者が上級学校に入つていく、こういう非常に強い傾向にあるのは否定できない事実でございます。しかし、私どももいたしましては、正規の高等学校に入らなくても、あるいは定時制でございますとか、あるいは通信教育でございますとか、あるいはその他の職場におきまして技術修練の方法でございますとか、そういったような人間つくりの学校以外の場におきまして、そういう教育の機会を与えてやるということとが、現代におきましてきわめて重要な施策であると思ひます。後期中等教育におきましては、特にその点に重点を置いて、今度施策としてやってまいりたいと思ひます。

○**吉田(寛)委員** そういうことは、単に一片の希望だけでは、とても是正するわけにはまいりません。これは非常に重大なことでありまして、その弊害の及ぶところは、はかりがたいものがあると思ふのです。たとえば、随分始末よく、公務員の採用にしましても、人事院の試験をパスしたときの学歴偏重なんかも、一体これ、どうでしょうね。たとえば大学を卒業いたしましたら、これは七等級の二号ですか、それから高卒の場合には八等級ですか、短大など出ますとまあ中級のようでございますが、試験自体を厳格にしておこなうならば、これは義務教育を終えた者は一切試験にパスし得る、こういうふうにもしなければ民主的な社会情勢は実現しないのじゃないか、こう思ふ

ております。やはり一つのワクをきめて、高等学校を出た者、短大を出た者、大学を出た者、そういうふうな差別をすること自体が、学歴偏重の一つの根源になるのではないだろうかというふうにも考へるのです。これは、大臣としまして、こういふ点もあわせて相当強い決意をもつて臨むのになければ、学歴偏重を一片の風潮視するようになつてはとうていどうにもならぬ。弊害の及ぶところは、はかり知れないものがあります。人間の浪費も膨大です、施設の浪費も大きいです。あらゆる面におきまして就つて日本人が利己的、個人的なものにおちいつていくのではないかと考へる。いかがでしょう。

○**国務大臣** お説のとおり、日本のあらゆる面におきまして、学歴によつて採用とかそういうものが決定しております。制度は、相当基本的には、かたいような制度になつてきておるのでございます。実際問題として、これを根本的に実力主義、能力主義によつて変えていかなければならぬと思ひますけれども、これはなかなか、現段階におきまして、私も実際をういう実力主義に社会情勢を転換していくことは非常に困難な事情でありますけれども、やはりこの問題は国をあげて考へていかなければならぬ問題だと思ひます。

○**吉田(寛)委員** そういう面を抜本的に改革することの容易でないことはわかつておりますけれども、少なくともやはり教育行政の首長といたしましては、やはり青少年に向かつて、将来学歴偏重のとりこにならぬように、そういう教育をせなければ教育の成果はないといわねばならぬ。だから、容易なりませんが、たいへんな問題で、それはどこか次代の人が解決してくれというふうになつてきてはたいへんでありますので、これはひとりで御報告申し上げねばならぬ、こう思ふのであります。

それから、勤労青少年の教育の機会を均等せしむる、保証するといふ問題であります。実はこれは言ひ得て容易なことではないと思ふのであります。さつきもちよつと触れましたが、事実上定

時制三割脱落者ありといふ問題は、いかげんにお聞き取り願ひいたくないのであります。一体それをごり補完するか。それならば勤労青少年に対する後期中等教育の施設を、行政を、指導を、そういったものを、政府としまして、また民間の要請といたしまして、十全の成果をあげるということにはどうすればいいのだろうか。これも重大な問題であるから、ぼつぼつなくずしにやりまうといふやうななまぬるなことでは、これはとてもちががあかぬのです。だから、これこそま直面しておる、ぶつかつておる最大の課題であるといふふうにも考へてもらいたい。大体後期中等教育としましては、全部親のすねかじりでやつておる全日制の青少年と、自分で汗をして、苦労をしたがら高等学校の学業を終えたいといふけな青年とは、その置かれてゐる地位は雲泥の違ひがあるのです。だから、後者に對しましては相当思い切つた施設をここに行なうのなければ、これは文部大臣としまして、この問題にこたへたとは言へない。ことに、この間の基本的な所信表明におきまして、この点を強くあなたは御指摘になつておる。具体的に、抜本的に對処する施策は一体何であらうか、こういうふうに向ひたいので

す。

○**国務大臣** 御承知のとおり、定時制の学校及び通信制等におきまして相当の脱落者が出ておることは事実でございます。この脱落者の出まする原因がございまして、本人の特別の事情、それから家庭の事情とか勤務先の事情とか、いろいろあると思ひますが、これらの事情によりまして脱落をしなければならぬ者に對しまして、できるだけそれを脱落しないで済むようにいたしますのが、私どもの一つの仕事だと思ひます。こういう意味におきまして、まず第一に、定時制の高等学校におきましては夜間において通学をいたしますので、その夜間の学生を引きつづけてお申しますか、学びやすいような形にする意味におきまして、十分ではございませんけれども、ある程度の施策をやつてまいつておるのでござい

ます。

す。特に夜間学生に對します給食でございますとか、あるいは運動場に對しまして夜間の照明をやりますとか、あるいはそういうものの対象といたしまして、いろいろな通学をしやすいような援護措置とか、こういったやうなものをやらなければなりませんけれども、一番問題になりますのは、病氣でございますとか、あるいは勤務先の勤務状況によりましてやはり定時制に通ひますのを妨げるやうな勤務条件、たとえば居残りやいたしますとか時刻におくれて参る、こういうやうな問題につきましては、やはり雇用主のほうにできるだけの了解を得まして、そういう人の通学を使用者側におきまして認めるようにできるだけ働きかけまして、脱落者を少なくし、教育を受けさせる機会を確保してあげるやうな方策をやつていかなければならぬと思ひます。しかし、現段階におきまして決して十分とは思へませんが、私どもも、この面につきまして将来とも十分意を注いでまいりたいと思つております。

○**吉田(寛)委員** 労働省の四十一年四月一日現在の調査によりますと、定時制の在学者が五十一万人、通信制の在籍者が十二万人、こういうことになつております。大体男女のおおの二分の一らしいのであります。ところで、その膨大な数字です、五十万以上ありますものが三割も脱落するといふことは、ともかく懸念することはできません。五十万をこえるこの定時制の生徒は、これは考へによりましたならば日本の宝です。御承知のとおり、世界的に有名ないろいろな人が政治、学界等から出ておりますけれども、やはり苦難の中で学校を出たといふやうな人、もしくは学校を出られなくて学問をしたといふやうな人の中から、ずいぶんとそのやうな人類に貢献した人が出たわけでございますが、こういうことをあれこれ考へてみますと、言うならば教育の世界の谷間にある青少年なんです。この谷間にある青少年に對する抜本的な救済の對策といひますか、教育の責任を果たすといふ国家の態度を明白にするといふことは、これこそ私は、現在の教育の基

礎

本施策の最も重要なものの一つであろう、こう考
えるのです。ですから、これは相当思い切った施
策をしなければならぬ、こう思うのですが、具体
的には一、二あげられておるようであります。け
れども、何をしようとするのか、これは事務のほ
うからひとつ報告をしてみたい。

○藤藤(正)政府委員 定時制の生徒が通いづら
い一つの要因として、勤労青年の生活の実態に合
わないう教育が行なわれている、その一面がご
ざいます。先ほど大臣が申されましたように、勤
務の実態で、夜、毎日通うというのは困難な人も
ございます。これは都合がつけば、昼間行っても
いいし夜行ってもいい、あるいはその一部を定時
制で、一部を通信制でやったほうが、より就学が
しやすいという方もございます。また、学校の營
み自体についても、従来の全日制の学校のように
はなくて、一種の社会教育で行なっております青
少年の施設というものを、学校の中へ取り
入れてやるというように必要でございま
す。そういう意味で、従来の全日制の高等学校を
主にして付設しましたような定時制高校では、十
分それに対応できないだろうということが一つご
ざいます。本年度は、わずかでございますけれ
ども、モデル的にそういうタイプの定時制と通信
制を合わせた独立校をつくっていくというこ
を本年度からやってみようということで、それに
対しましては従来の施設、設備のワクを破りまし
て、かなり新しい角度のものにつきましても施
設、設備の助成をして、そうしてそういう者を育
てていきたい。これは全部の解決ではございま
せんけれども、一つの問題点だと私は考えてお
ります。

○吉田(寛)委員 それはいまの答申の第2の3の
(1)の、いわゆる「別種の恒常的な教育機関を設置
する」ということに該当するのとも思いますが、
が、それも悪くはありません。悪くはありません
けれども、私の指摘しておりますのは、やは
り問題の重要性です、度合いです。度合いの認
識が若干違います。いまのその流儀でいきます

ならば、これはたとえ定時制の昼間使える独立
の学校を全国で三カ所つくるとか、定時制と通信
制を併置するということ、食堂を幾らつ
くったとかいうようなことがありますが、これは
要するに将来の問題でございまして、もつと抜
本的に、五十万をこえるこの定時制の生徒に対
して、国はどういう施策をしようという抜本的な
基本的な態度がこの段階では必要でないか、こ
う思うのです。大臣、この点相当思い切った施
策をなさるというところは、社会は絶賛します。思
い切った施策というところは、文部省だけではでき
ません。おっしゃる通りに、民間の協力を得なけれ
ばいけません。民間の協力を得るということは、
財政その他あらゆる角度からこれは総合的に協力
をし合わねばならぬと思っておりますけれども、し
かし、指導の官庁は何とて文部大臣でありま
すから、文部大臣は、この夜間等に通うところの
定時制の生徒に対して十二分の基本施策を
持つて臨む、こういうふうになければこの問題
は解決しません。これが解決するということは、
あらゆる面に非常に明るいものをもちますので
あります。さらに大いに前進もしくは飛躍する
というふうな態勢でひとつお進め願えませんか
うか。いかがでしようか。

○岡本国務大臣 勤労青年の教育はきわめて重要
でございまして、また、働きつつ学びます青年に
国が援助の手を抜本的に伸べてやらなければなら
ぬじゃないかというお説につきましても、全く同
感でございまして。ただ、その具体的な方法につ
きましては、相当文部省だけの施策ではまいらな
い点もございまして、いま、われわれとしまして
は、これに對しましてできるだけ援助をいたそ
うとして施策をまいりておるわけでございま
すが、なおそれではまことに不十分でございま
すので、今後、御説のとおり相当重点的に力を注
いでまいりたいと存じております。

○吉田(寛)委員 ちょっと中間に、労働省の婦人
少年局長が参議院へ行かれるらしいので、簡単に

一点だけ伺っておきます。

いまの問題に対処するために、労働省の一局と
いたしまして、婦人を含めまして青少年の学校施
設外の職業訓練につきましても、学校と同一内容
のものと言いませんけれども、しかし、事業所内
部の施設にしろ、あるいは公共施設にしまして
も、後期中等教育を補完するといふ趣旨におきま
しても、相当思い切った青少年を守っていくとい
うふうになければ、いまのような単純な職業訓
練だけでは、とてもこれはいよいよ本式の教育で
はございせんので、単純な教育にすぎません。
ですから、抜本的にその点は教育を補完する、こ
ういふ趣旨から充実にいって、施設あるいは資
格あるいは一切の指導の方針、こういったものを
ぐっと大きく押し上げることが、若い青少年、女
子労働者を守り、ないしは男子の青少年の労働者
を守るゆえんではないか、こういふふうに思うの
ですが、その点はそうであるかどうか、また、こ
れに対する何か施策を今後進んでやろうとなさる
かどうか、そこらについて、ひとつお考え方を聞
かしておいてもいいと思います。

○高橋(憲)政府委員 勤労少年労働者と申しま
しょうか、十五歳から十八歳までの者が職場に働
いておられますが百五十万ほどおるのでございま
すが、この者たちは、その年齢から申ししまし
ても、人生のきわめて重要な段階に在るわけでござ
いますので、労働省といたしましては、これらの
年少労働者の労働条件あるいは労働環境の整備と
いうことと同時に、これらの年少者が人間として
健全に成長し、また、将来一人前の社会人として
生活を営んでいくことができるような準備段階と
いう意味で、教育訓練の機会をこれらの者に享受
させるということもきわめて重要なことであると
考えております。そのような観点から、従来も学
校教育の機会、あるいはまた、職業訓練の機会を
これらの者に十分に享受させますようにいろいろ
と努力をまいりておるわけでございまして。特に
これらの者が、仕事との関係で教育の機会を十分
に得られないということが起きませんように、使

用者に対しまして特に啓発活動を行ないまして、
事業資格あるいは事業所内訓練あるいは公共職業
訓練等でこれらの者を参加させるように指導いた
しますとともに、また、その参加のための時間的
便宜の供与等をはかりますように啓発をして、行
政指導をしてまいりたところでございまして。今後
もこのような方向で一そう進めてまいりたいと
思っておりますが、先生御指摘の、訓練内容とい
う点につきましては、それを一そう充実に、特
に教養面等につきましても充実にいくことがき
わめて肝要なことと存じますが、その細部につ
きましては、これは訓練局のほうが所管いたしてお
りますので、私といたしましてはその辺しかお答
えできないのでございまして。

○吉田(寛)委員 しかし、訓練局とあなたのは
とは所管別になっておるかしれませんけれども、
たとえば婦人にしましては、婦人の年少の労働者
をほんとうに守ろうとしましたならば、これはや
はり将来のために家庭を守ってもらわなければい
けませんので、相当重要な教育面をお考えいた
だかぬといかないのじゃないか。たとえば高校の
女性が、家庭知識はほとんど皆無ですよ。こう言
うと失礼ですけども……また勤労少年女性に
しましては、それはよほど注意しなければ、男か
女かわからぬような、そんな女性になる危険がご
ざいます。したがって、これは将来の、期待され
るべき人間像としての女性かもしれせんけれども、
いずれにしても、若いけなげな青少年の
勤労少年女子、この女子と教育を結んだときに、
よほど深甚な御注意をなさっていきまさんと、こ
れは将来家庭の一つの柱になるのですから、い
ろんな角度から見ましてもきわめて重大な課題と
思ふのです。かりに数は少ないとしまして、男
性に劣らない重要性を持つて、これはあなたのは
うと訓練局と手を組みな、文部省と協力しな、あ
るいはその他と協力しな——それはどちらでもい
います。しかし、政府の責任の一環としまして
は、やはり勤労青少年のうち女性につきましても
わけて重視して、教育との関係をつかまえてもら

いたい、取り組んでほしい。こういう角度から尋ねてきておるのです。だから、そういう趣旨でひとつ御理解願いたい。その点もほんとうに大きく浮かび上がらうとしておるのですから、強く取り組んでほしいことをひとつお願いいたします。どうでしょう、それでいいですか。

○高橋(展)政府委員 先ほどは特に職業訓練との関係でお答え申し上げましたために、御指摘のようないふ御注意をいただいたと思いますが、組織的な職業訓練以外にも、いわゆる施設外の、あるいは社会教育的な教育と申しましょうか、そのような場におきまして、労働省といたしましては、年少労働者の健全な育成のための努力をいたしておるのをごさいます。健全な余暇活動を行ないますような福祉施設をつくりましたり、また、やはり使用者に呼びかけまして、特に女子の年少者に対して生活訓練、あるいはいろいろな教養講座のようなものを設置するような指導をいたしたり、あるいはまた、子どもを出先を通じての活動によりまして、年少労働者の福祉がそこなわれないうための各般の指導を、民間の有識者にもお願いいたしまして行なっている次第でございます。なお一そうその点を……

○吉田(賢)委員 それでは、大臣に伺いたいのですが、定時制の問題に戻りますが、あなたの省で御発行になっております四十二年度の要覧によりまして、定時制の高校の生徒の父兄負担というもの、平均しまして年間二万八千二百二十一円ということになっております。これは三十九年から四十年三月にかけてであります。でありますから、今日はいくつと大きいのであろうと思ひます。そこで、この勤労青少年が定時制の学校に通うことは、他面から見ますと、やはり働いて給与を家庭に入ればならぬ、学校に行つて勉強もせねばならぬ、職場において厳格な規律の中で生産をあげていかねばならぬ、あるいはまた、それぞれの余暇の何かはほしい、こういう中で定時制の教育を受ける境遇の人です。ですから、この人

ら、青少年に対しまして、いまのような負担が平気で課せられておるといふことについては一考をすべきではないだらうか。言うならばこれは五十万円でございまして、この一覽表によりまして、直接支出と、それから間接支出に分かれておるようございまして、だんだん事務当局からこの内容なるものを聞いてみたのでございまして、それは直接でも間接でもどちらでもよろしうございまして。どつちでもいいんだが、少なくとも純家庭負担というものは、相当な分はこれは公費負担とするような切りかえでもしまして、五十万の青年の定時制学校の仕事を終えさすようなことはできぬものだらうか。どのくらいの経費が要するものかは若干積算もしてみたのでありますけれども、こういうふうな点までひとつ考慮すべき重大な施策じゃないかと思うのですが、いかがでございますか。大臣、どうでしょう。基本的ななにと申します、そういう手も打つことを考えてみたらどうですか。閣議の御協議にでも、ひとつのぼして見たらいかがですか。

○榎本國務大臣 定時制の高等学校には、就学につきました父兄負担、これの軽減の措置をやらなければならぬのはごもっともでございますが、ただいままで大体定時制について施設をいたしておりましたのは、その学校の施設とか、そういうものに對するものでございまして、お説のとおり個人には特別の援助はしていないのでございまして。この問題につきましては、定時制高等学校でございまして、教科書その他無償とか、そういったような問題はいたしておりましたが、しかし、特にこの勤労青年に對しましてはそういった問題をぜひ考えていかなければならぬと思つております。ただ、高等学校の通信教育等につきましては、通信の教科書でございまして、そういうものは、定時制のほうには、個人的なものは現在のところございせん。

○吉田(賢)委員 現在の段階では個人的には何も援助しておりません。だから、根本的に援助、教

援しなさいと実はおすめしておるのであります。たとえば間接費にしまして、授業料を取るわ、寄付は取るわ、PTAの経費は取るわ、給食費も取るわ、あれも取るといふことを、何やかや取りまして、結局約三万円ほど要するといふことになつておるのではありません。でありますから、かりにこれを二万円としまして、二万円として五十万とすれば百億円で済むわけなんです。そのくらいの金をもつて全国の五十万の定時制の生徒が、明るい約束を國がしてくれたといふことになりましたら、それはどれだけ大きな福音になるか私はわからぬと思ふのです。ですから、そういうことは國策で、だから、國務大臣としまして、あなたの文教國策の基本施策としてひとつお考えになつてはどうでしょうか。きょうはやつておりません、それよりよい。やつておつてもやつておらぬでもよろしい。個人には何もしておりませんでもよろしいから、個人には何をどうとかいう意味よりも、國策の重要な問題としてひとつお考えになつてはどうですか、こういうふうに申し上げておるのであります。ひとつその辺は、総理とも御相談になつてはいかがでしょう。

○榎本國務大臣 重要な御意見でございますので、私も真剣に考えてみたいと思ひます。

○吉田(賢)委員 それから、定時制の場合に一番大事なもう一つのことは、たとえば事業場の事業主の協力でございます。事業主があなたたい目、態度をもつて定時制の生徒の勤労者に臨むといふことになりましたら、どれだけ肩が軽くなるかわからぬと思ふのです。そこで、これはしろうとのほんの思ひつきにすぎないのでありますけれども、私は、身体障害者のいまの勤労青少年の場合、それから身体障害者の場合はそれ以外も含みますのであります。特に感じたのでございまして、勤労青少年の場合には、やはり事業主、雇い主に向かつて國の財政的な援助の手はないであらうか。したがって、これは税制の面はないであらうか。國あるいは地方税等におきまして何らかの方法はないであらうか。ただいま勤労青少年の所

得者に対しましては特別な控除ができております。これは本人自身にございまして、できておりますけれども、そうじゃないに、雇い主に向かつてあるいは法人税、所得税等において特別の措置はできぬものであらうか、こういう点も一考を要すべき問題点でないか、こう思ふのです。これはひとつ事務的に御研究になつてはどうかと思ひますが、事務当局の方はどうでございましょう。

○齋藤(正)政府委員 御指摘の点につきましては検討し、それからそれを扱っている当局とも折衝したことはございまして。たとえば給料を有給のまま勤務時間を欠いて行く場合、その事業主に對する税制的な措置といふことを折衝したことはございまして、その分の補てんを二重にやることはきわめて困難だといふようなこと等がありまして、これは課題になつたまま、どういふ形があるかといふことにつきましては実はまだ結論を得てないもので、税制上は損金に給料はしているのだから、それをさらに引くといふことはむづかしいといふことが現在までの経緯でございます。

○吉田(賢)委員 さつき婦人少年局長に伺つておつた点なんです、女児に對する後期中等教育につきました、家庭科尊重といふことも言われるのでございまして、何か知らぬけれども、間尺に合はぬ家庭知識しかない。もう少し家庭人としての、つまりたとへば、ここにいわれる期待されるべき人間像とらつておるような家庭人としての女児を教育するといふことにつきました、もつと積極的な施策が要するのではないだらうか。こういうふうに思ふのですが、これは教育者、施設、受けるほう、まあいろいろな関連におきまして一種のむづかしい問題であらうかと思ひますけれども、その点は、いまの実情等から見ましてきわめて不十分だと思ふのですが、いかがでございましょう。

○齋藤(正)政府委員 その点につきましては、女子が将来主婦となり、母となるということが約束されておりますので、その青少年期から家

○古田(實)委員 大臣に伺いたいのですが、生徒の適性能力、進路に対応すべく一種の教育内容の多様化ということが強く打ち出されておりますね。非常に大事な点だろうと思うのであります。が、こういう点はいかがなものでございましょうか。

私は常に疑問に思っておるのでございますが、最近では新幹線ができて、私も東京―大阪間を三時間で行っております。人は、たいへん便利になりました。と言つてうらやましがるのであります。三時間で行きまして便利になるようですけれども、仕事というのは何ほでもふえるのでございまして、からだというやつは、ともかく肉体と精神には限界があります。仕事の限界はない。そうすると、早く運んでもらうのはけっこうですけれども、うんと早く運ぶことになる、今度は超音ジェット機が入ってきますと東京―大阪間三十

○**鋼木国務大臣** いまのお尋ねの前に、例の勤労青年を定時制の高等学校にやる場合に、使用者に対して援助をしたかどうかという問題がございました。現在の勤務時間をさいて参りますことに對する、**(社会側)**に對する免税措置とかいろいろなことと、考究はしてみたいと思いますが、ただ、

それから、後期中等教育におきましては、その能力及び社会の非常な伸展に伴ひましていろいろ変わつてまいりましたので、その社会の実情に應じ、また能力に應じて後期中等教育の多様化ということを申しておるわけでございますが、また一面、あまり多様化ということを強力に申しますと、申されますように総合的な人間の教育と申しますか、これが欠如する面がなきにしもあらずと思ひます。ですから、いわゆる後期中等教育におきましても、やはり総合的な人間形成という面に

○古田 委員 それから事業所内と公共施設としての職業訓練、これも現在の実情は、私がいろいろ調べたり伺ったところによりますと、どうもまことに不十分であります。あるいは中途はんぱのところもすいぶんございます。ほんの若干技能を習得するにとどまるよりなものをさえるのでございませう。労働省がやっている何とか大学でも、大学の名にふさわしくないとは私は見ておるのでございませう。そうでありますので、このところは、ひとつ文部省は言うならば教育行政の主管庁でありますから、そこで教育の見地から見て訓練も一種の教育なりとして、これはもつと労働省との間に総合的に行政をやるといふ見地に立ちまして、

○**劍木國務大臣**　働く青年の教育の問題でござい
ますので、一番密接に関係がございしますのは労働
省でございします。なおまた、農村青年等は農林省
とも関係があると思ひます。私どもといたしま
しては、十分各省とも今後連絡を——いままでも
できるだけの連絡はいたしてまいつておるのであ
りますが、今後も十分に連絡をいたしまして、働
く青少年の教育については十分の力を入れてま
いりたいと存じます。

○古田(野)委員 あと一点で終わります、できるだけ簡単にいたしまして……。

そこで、ずつと最初に戻るのですが、私がやはり非常に大事な点を何としてもくぐる回りをまして考えることは、家庭教育と、それから社会教育活動と、学校教育と、この三者で総合関係を持って進めていったことがきわめて重大なことでございます。これらにつきましては、これは単に文部省だけで解決できる問題ではございませんので、政府全体の責任であらうと思つてございます。特に社会教育活動なんかに至るのでございます。

りましては、これはもう一その国民の決定的な協力を要請するところまでいけませんと、それは担当者の自治的な形式的な運動に終わる危険がございます。これともきわめて重要でございますが、これは取り上げようによりまして、扱いによりまして、国民の協力のしかたによりましては、社会教育活動というものは相当成果があるものだといふふうにも考えられますので、これらにつきまして、三者がもう重大な国策として相協力していく。三者という意味は、教育の場としての家庭と、社会と、それから学校であります。これをどうしても総合的に把握するところに立って、教育行政を推進していただくことを特に強く御要望して、私の質疑を終わります。

○床次委員長 次に、国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。久保田藤樹君。

○久保田(藤)委員 時間の関係を考えますので、ごく簡単に要点だけを伺っておきたいと思ひますが、第一の問題は、大学入試にからんで、急増対策として、四十一年でしたがピークであつて、一時的な関係に見えておられるのか。ことしはむしろ逆に、高等学校の場合とこれは違ひますので、大学の場合は単なる一時的な現象として押える考え方は間違ひだ、こう思つておるのでありますが、これについて文部省としてどんなふうにお考えになり、御処理をしておられるのか、端的にひとつ御説明いただきたいと思います。

○御木国務大臣 大学の入学志願者につきましては、いま申されましたように、昭和四十一年から急激に増加してまいりまして、四十二年及び四十三年までは相当の数の増加を見ます。統計上から申しますと、四十四年になりますと多少減少の傾向になつてくることになるわけでございしますが、しかし、一面において志望者の率が相当

増してくるというので、単に統計的な考え方から、四十四年以降は減少すると言つてはおれない問題があると思ひます。それで現在、四十三年までの分に關しましては、国立大学及び私立大学とをいれましてこの受け入れ態勢を相当増加していったのでございしますが、現在までの増加いたしましたのが不足するかどうかというところは、四十四年以後ににならないと志願者の数によりましてからわかりませんけれども、相当増加の傾向にあるといふことは言えると思ひます。

○久保田(藤)委員 大臣も高等学校と違つたふくらみ方だといふことについて十分御配慮のようでありますが、私は、もう一つ強くお願いしたいのは、これは非常に長期的に見ておかないと、現に浪人がたまつていく、学校を選択していくといふ、いわば見方によつてはぜいたくな注文でありますけれども、現実にはそうであつて、それが非常な社会不安にまで発展しておるのじゃないか。質的にいへば学力の低下といふようなこともかなり心配されておりますし、私もそうした面が多分にありはせぬかと懸念しておる一人でありますので、長期的にひとつ計画を立てていただくことと同時に、その質的な整備を考えていただくこと。何かこれについてお考えがありましたら、特にその質的な問題についての御配慮を伺つておきたいと思ひます。

○御木国務大臣 大体昭和四十三年までは、質的低下を来さない考慮において学校施設なりを拡充し、受け入れ態勢を拡大していく。四十四年以降におきましては、実際上はそう減らない傾向にあると思ひますが、統計的には、拡大をしてまいりますよりも内容を質的に充実していく時代が四十四年以降には来る。それは単に入れものの増加だけでなしに、今度は、四十四年以降において長期的な計画で内容の充実に努力してまいりたい、こう考えております。

○久保田(藤)委員 第二の質問は、九州に芸術工科大学をつくられる計画、私も、地方にそうした大学がもっと分散されていかなければいかぬ、地

域的な配置といふことは非常に大事なことでと思つております。この大学をつくられることに大いに敬意を表しておる人間でございますが、これらの内容が、特に芸術工科大学という意味合いと、私がいただいた資料からの感じでは、どうしても少し工業技術型に過ぎておるような気がするのではありませんが、これは芸術工科大学といふことに対する文部省の特別な考えがそういうところからあらわれておるのか、あるいは九州の特殊性がこうしたものを考えさせておるのか。ここの点、基本的に今後地方の文化化といふような意味から見てかなりな意味合いを持つように思ひますので、その辺のお考え、いままでの御判断というふうなことを伺いたい。

○御木国務大臣 最近の工業技術の振興は非常に急速な進歩をしてまいつたのでございしますが、その工業の技術の中におきまして、単に技術的な面だけでなしに、相当芸術的なセンスと申しますか、こういうものを取り入れなければならぬという世界的な一つの傾向だと思ひます。そういう意味において工業技術だけでなしに、そういう工業の技術に芸術的センスを取り入れていく、こういう特殊の学問のあり方ということにつきましてその必要性を感じて、文部省では三年ばかり前から特別の委員会をつくりましていろいろ研究を続けてまいりました。学問の内容が全く新しい方向でございしますので、その学科内容、教授方法、教授の範囲、これらは非常にむずかしい問題でございしましたが、ようやくその結論を得ましたので、今度芸術工科大学として昭和四十三年から発足しようといふことでこの設置法をお願いをし、今年度はその準備をいたしていくことにいたしております。

○久保田(藤)委員 考え方として私も全く賛成であります。この数なんか見ておきますと、あまりにも小さいというか、小規模のような感じがします。と、たまたま九州がそういう地域的に非常にぐあいがいい、私も大賛成であります。が、むしろもう一つあるいは北のほうというか、多少そ

た文化面の弱いような感じのする地帯にも、こうしたものを考えてやっていたことができないものか。後ほど商榷のことをちよつと伺おうと思つておりますが、それらとの関係もございしますので、九州で一べんやってみてというお考えなのか、いやいや、こういうことは絶対必要なので、ぜひひとつ日本国内に幾つかこういう姿のものを生み出したんだというお考えなのか、まだ固まつていないというのであれば、それでもけっこうであります。

○御木国務大臣 実は、この学科の内容は、いまお尋ねでございせんけれども、環境設計と工業設計、構造設計及び音響設計、これらの設計の四学科を置きまして、一応各学科三十人で計百二十人という定員で始める予定でございしますが、この学科が、いま申しますように、芸術的なセンスにおいて設計等にセンスを取り入れた設計をやる、こういうことになつてくると、実は一応学科内容、それから教科内容等、につきましては研究はいたしたのでございしますが、それにはたして適合する先生があるのかどうか、これがいま一番大きな問題でございします。そこで、今度の予算でこの準備を始めましていただきまして、その一番大きな仕事になりますのはそれに適合する先生をどうして集めていくか、これが現在の非常な課題でございします。これはただいまいろいろ研究をいたしておりますが、現在ある優秀なこの方面に向く先生について、ある場合によりまして新しい先生のはうであるいは外国に留学をいたしますとか、あるいは特別の研究をいたしまして、そうしてそれに相応する先生をまずつくり上げていくという状況でございまして、一校だけでもなかなかこれはむずかしい。そこで、これを一応つくつてみまして、また社会的需要その他を見まして、なお必要であれば――また、これは必ず一大学でなければならぬという考え方をつくつておるわけではありませんが、欲をいって幾ら多くつくろうとしても、一つができた場合、はたしてりっぱなものができるかどうか、これはよほどの努力が要ると思

いますので、将来の問題としては考えられますが、現段階においてはまず一つを完全に完成することが重大な問題ではないか、こう思っております。

○久保田(藤)委員 実は私が、大臣のおっしゃった教員論を、少しむずかしいのじゃないかという角度から申し上げるつもりだった。逆にやられてしまいましたから、これはこれで終わります。

次の問題は、一般の医師、歯科医師、この関係であります。今度の御案によりますと、四十年に東北、新潟、広島であります。四十二年に北海道、九州といったところに歯科関係のこうした問題が配慮されておるようでありまして、同時に、医学部についても、文部省と厚生省の折衝の経過が、私の知っております限りでは、お医者さんにはもちろん余っておるというのではありませんが、それほど足りないのではないという見方で、わりあい樂觀された姿が出てきており過ぎておったのと違ひか。ところが、今日の歯科医、一般の医師のほう、それぞれの畑を見ておきますと、一人のお医者さんが一人の店といいますが、医局をかまえてやっておるという医院などというものは、このごろほとんどない。相当数の専門、同時に相互援助といったような形の医局を構成しなければならぬということになってきておるのが実態であります。厚生省との間に、数的な需要関係がどんなふうになっておるのか。いままで私の聞きましたところでは、まああまの数字だからというのではつきりと歯科医のほうはこれだけの増員計画、したがって、その必要さというものが一応はかり出されるように見受けられますけれども、医師のほうは、いま文部省が考えておられる数字の点は、私立学校に多少まかせておるというのでしようか、あまりはつきり医師の需給関係についての御方針なり、また、その必要性をこなしていくという姿のように見受けられませんか、これらにかかわらず文部省はどう見ておるのだ、したがってどうすればいいのだという点を明確に教えてくださいたいのであります。

○鈴木内務大臣 今度四十二年の予算にございますように、北海道と九州に歯学部を二つ増設いたしました。歯学部につきましてはやはり歯科医師の社会的需要の関係でございまして、このほうは厚生省とも相談いたしました。また日本におきましては歯科医師が不足しておる実情でございまして、二学部にございまして、これは需要に必ずするといふ要求におきまして、これは必要に必ずする。特に北海道と九州につくりましたのは、歯科医師の養成機関がほとんど現在におきましては東京と京阪地区に集中しております。そういう意味において北海道とか九州というところにやはり一歯学部が必要である、地方的な需給関係から申しまして必要だといふのでつくったわけでございまして。

医学部のほうにつきましては、御承知のように、終戦後大体今日まで、医学部におきましても定員を約千名だけは増加してまいりました。ございまして、医師の養成については、厚生省のほうも大体いまの程度でいいという方針であったようでございますが、最近に至りまして、医師のほうも相当ある程度不足を来しておるというところとが厚生省でも言われてまいっておるのでございます。でございまして、今後この医師の養成という問題については十分厚生省とも相談をいたしまして、必要があればある程度これは増加していかなければならぬ、そういうふうに考えております。

○久保田(藤)委員 歯科のほうの関係については、こゝでまた私も、厚生省なり文部省なりが見ておられる見方にまあまあという感じがするのですが、お医者さんのほうは、いま大臣の話にうかがうと、歯医者のほうはより少し必要度が薄いような印象を受けたのでありますけれども、私の承知します限りにおいては、むしろいままでは、一人のお医者さんが一つの医院というか、あるいは単位をこなしていくというふうな考え方でよかったように思います。ところが、最近の病院、ことに小さな、必ずしも大きいと言えない町

の医院なり病院なりにおけるお医者さんの実態を、こゝで長く時間をかけるわけにもいきませんけれども、簡単に申し上げますと、少なくとも非常に専門化しておるというところ、それから薬というものの面が、従来の見方とかなり変わってきておること、それから病院の中の施設、むしろ人間が患者にさわるというよりは、機械が患者にさわるということにさわるというよりは、機械が患者にさわるということにさわるというよりは、機械が患者にさわるということが非常に多いといったようなことが要素になって、あるいは歯科医の場合よりもっとと切実にお医者さんの不足をむしろ病院が、したがって、その結果を受けるのは病院に世話になる患者とまではいいませんが、ぜひひとつお医者さんの数、医者の質あるいはその後の医者に對する扱い方、これらについて特別な配慮を文部大臣のほうにもひとつお願い申し、文部省のほうから厚生省に向かつて、だいたいようぶか、これでいいのかといった一つの態度を示していただくことがぜひ必要じゃないか、こう考えます。これはあえて答弁を求めませんが、もう一つ、お医者さん方のこの問題に關係して、国家試験をインタインの人が拒否しておるといったような問題で、いまきつと文部省でも頭を痛めておられることだと思ひますが、この考え方、これは医学教育の一環なんだからインタインといふものが必要だといふ意味合いと、また、お医者さんが医学部を卒業してからあると、いろいろな意味での研修の考え方に置きかえるというか、インタインそのものもそれなりに考えるがらではありますけれども、お医者さんといふ特別な職業あるいは勉強を必要とする性質の仕事から考えて、このインタイン問題を文部省としてはどうなんふうにお考えになり、厚生省との間の話し合いを進めておられるか、伺いたいと思ひます。

○鈴木内務大臣 医学部の学生の国家試験の拒否は、ほかの理由もありますけれども、主としてインタイン制度の廃止ということを要望してそういう問題が起こったことは事実でございまして。医療機関として終戦後、大学を卒業してまた一年間インタインをやる、しかる後に国家試験を受けて医師等の免状を得るといふ制度は、アメリカの制度にならった制度であらうと思ひますが、しかし、インタインのあり方につきましては、率直に申し上げて相当これは当初から意見のあったところでありまして。私自身は、これは文部省の考えとすることを申し上げると語弊があると思ひますが、私はやはり、医学教育で大学をやる限りにおきましては、大学を卒業しますときに、免状をやることに、一人前の医者になり得るところまで医療機関において責任を持って養成すべきではないか。大学を出てもまだ一人前の医者になれないで、インタインを一年やらなければ医者の国家試験を受けることができないという制度は、全く大学のあり方というもののひとつの矛盾であるように私は思ひます。まあこういうことは別として、インタイン制度については非常に批判があり、また学生もこれに對して非常な不満の意を表明しておりましたので、まあ大学卒業後のこの医療研修のあり方につきまして厚生省と文部省と相談をいたしまして懇談会をつくり、至急これに對します一つの考え方のとりまとめ方を依頼いたしました。そして、本年の二月にこの中間答申が出まして、インタインはこれを廃止すべきものである、しかし、大学を卒業しますと国家試験を受けさせ、しかも国家試験を受けましていよいよ開業すると、一人前の医者になるのにはまだどうしてもやはり診療研修は必要とするから、診療研修のあり方は今後十分早急に研究をするけれども、大体においてはインタインは廃止し、その後の研修の方法については懇談会において早急に結論を出すということになりまして、まあ厚生省のほうでもそういう意味で、研修のやり方の適当な方法が考えられればインタインを廃止しようというところに厚生省も踏み切ったようでございます。近く研修に關して最終答申が出てまいります。それに基づいて今国会中にどうしても改正の法律案を出そうというところに来ておるようでございます。

ただ、現段階におきましては、私は、医学教育については相当基本的な考えなければならぬ問題がある、さしあたりインタンの問題を解決しただけでは医学教育のあり方の基本的な解決にはならぬと私は思います。特に無給医局員とか、こういう問題が大学の非常なガンとして今日あるわけでございます。私は、これは要するにいまの日本の非常に特異な状況であって、医者の免許状だけではだめで、いわゆる医学博士の称号を持たないと開業その他ができないので、どうしても医者の免許状を持って、しかも学位を取るまで大学なり研究機関の中におけるといふこの実情、これがやはり基本的には医学教育の今日の非常な問題点ではなからうか。それで私も、やっぱりアメリカなんかの制度から申しますと、専門医の制度というものが相当発展しておるようでございます、いわゆる実力主義というか、専門的なには非常に専門医としての能力があるという表示こそ大事であって、いわゆる基礎医学で学位を取って内科の医学博士という看板でやるという状態が、今日の医者のあり方として日本のあり方の誤りである。ですから、私は、医学教育についても基本的に、もう一回日本の医学教育のあり方について再検討をするときが来てるのではないかと、か、そういうふうに今日考えております。

○久保田(藤)委員 お医者さま方のこの問題について、私も相当意見がありますので、もう少しやらしてもらうというのですが、時間がこんなですから御遠慮申し上げますが、要は、先ほど来お話し、せつかくの委員会とか何かでインタンの問題をおやりになったが、結果はまだ十分出ておるわけではないそうですから、それ以上は言えませんが、むしろ医学教育全体のそこには何かもう一つ考えないと、従来の、一人のお医者さんが自分一人でもって医者の活動をやっておった時代と、だいたいお医者さんの立場というものは変わってきておる。いわゆる病院でなしに、病院的な動きになってきておる。そういう物理的な動きになってきておるといったような幾つかの問題がございますので、いま大臣がそうした問題について格別研究したいとおっしゃっておることだけで一応打ち切りますが、せいぜいひとつ文部省として、この問題に厚生省がどうあるかと、ともかく教育、人を養成するといふ意味合いから、強い御研究を要望させていただきたいと思っております。

もう一つ、最後に高専の問題でございますが、商船が今度工業のほかに加わって、高専というふうな性格が幾らかはつきりしてきたように思いますが、短大との関係もまだまだ不明確なような感じがいたしますし、ことにこの高専をつくる時分に描かれた——これは文部省が別に文章でうたわれたわけでもありませんし、世間には宣伝されたわけでもありませんけれども、私どもが十分その当時受けさせられた印象としては、先ほど来青少年の回答がかなりあったようにありますが、この青少年に特別な夢を与えたといふことだけは、これは争えない。本年度若干の卒業生が出まして、これはそれらの就職ぐあいなどの数字だけではありませんし、まだ必ずしも実態を細密に調べたわけではありませんが、需要のほうの側からその値打ちを非常に買われたといふことは争えないのでございませう。そこで、この高専についてもと拡充をなさるか、あるいは短大との関係をどんなふうにかえておられるのか。そうしたような角度から、この高専のビジョンをもう少しはつきりさせていくことが、この高専の値打ちといひますか、一面、先ほど来議論になっておりました働く青少年に対する大きな光明を、いわばここに求めることのひとつの手段じゃないか。たいへんむずかしいことだけをかれこれ注文するよりも、幸いにここに一つの光明が見えるといふことは、これは争えないのでありますから、ここにひとつ腰を入れていただいて、将来こういふ高専というものをどんなふうにかえていき、ここにどういふ値打ちを持たしていくといったような文部大臣の御所見なり、また御期待なりを伺いたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 御承知のように、高専制度をつくりまして工業だけをやりましたが、これは社会的要望に基づきまして、現段階では四十三校でございませうが、そこまで拡充設立をいたしました。そうして、これはまだ全部が完成しているわけではございませんけれども、社会からは相当歓迎された制度として認められてきていると思ひます。この工業高専を今後どの程度までふやすかという問題が一つあると存じますが、大体一府県一校といふことでやってまいって、まだ数県高専ができていない県がございます。しかし、これは一定の限界がございますので、そう極端にこれを増加していくといふこともどうかと思ひます。ことの四十二年度から商船高専の制度を認めてもらふといふことにいたしましたのでございませうが、工業及び商船のみならず、その他の学科についても高専を相当認めたらどうかという意見も相当あるようでございますが、これはやはりどういふ学科が高専に適當であるか、それから短期大学等との関係をどうするか、こういう問題がいま残っておりますので、実は四十二年度の予算でこの問題について調査研究をして、その大体の外郭、どのような程度にまで高専制度を拡充すべきかという点を一応輪郭を得るために、その調査研究のための経費を実は四十二年度の予算に計上しております。予算が通過いたしました際には、ひとつこれに真剣に取り組んでみたい、そうして大体の、高専に適應すべき、将来やるべき高専の範囲、種類、これを一応輪郭を出してまいりたい、ただいまそう考えております。

○床次委員長 次会は、来たる五月十七日、水曜日、午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五分散会